

滋賀県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）の施行に関し、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号）および建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、法および省令において使用する用語の例による。

(要安全確認計画記載建築物等の耐震診断および結果の報告書に添える書類)

第3条 省令第5条第4項の所管行政庁が規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 平成25年11月25日以後に耐震診断を行った要安全確認計画記載建築物にあつては、耐震判定機関（知事が建築物の地震に対する安全性に関する評価を的確に遂行するに足りる技術的能力を有すると認めた団体をいう。以下同じ。）が当該要安全確認計画記載建築物に係る耐震診断の結果または耐震改修の計画が適正であることを証する書面の写し
 - (2) 平成25年11月25日前に耐震診断を行った要安全確認計画記載建築物にあつては、前号に掲げる書類または省令第28条第2項の表の上欄に掲げる建築物等の区分に応じ同表の下欄に掲げる事項を明示した構造計算書
 - (3) 省令第33条第1項の表に掲げる図書
 - (4) その他知事が必要と認める図書
- (耐震診断報告義務化建築物に係る報告)

第4条 法第13条第1項の規定による報告は、要安全確認計画記載建築物状況報告書（別記様式第1号）によるものとする。

(特定既存耐震不適格建築物に係る公表)

第5条 法第15条第3項の規定による公表は、次に掲げる事項を明示して、県のホームページに掲載することにより行うものとする。

- (1) 法第15条第2項の規定による指示に係る特定既存耐震不適格建築物の所有者の氏名（法人にあつては、名称および代表者の氏名）
- (2) 前号の特定既存耐震不適格建築物の位置、用途その他当該特定既存耐震不適格建築物の概要
- (3) 第1号の指示をした年月日およびその内容

(特定既存耐震不適格建築物に係る報告)

第6条 法第15条第4項の規定による報告は、特定既存耐震不適格建築物状況報告書（別記様式第2号）によるものとする。

(計画の認定の申請書に添える図書)

第7条 省令第28条第2項に規定する所管行政庁が定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 耐震判定機関が法第17条第1項の規定による申請に係る建築物について同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定める基準に適合していることを証する書面の写し

(2) 省令第33条第1項の表に掲げる図書

(3) その他知事が必要と認める図書

2 省令第28条第2項の規定にかかわらず、法第17条第3項第1号の国土交通大臣が定める基準に適合するものとして計画の認定を受けようとする建築物の耐震改修の計画について同条第1項の規定により認定の申請をしようとする場合には、省令第28条第2項に規定する構造計算書を添えることを要しない。

(計画の認定に係る建築主事等の同意)

第8条 知事は、法第17条第4項の規定により建築主事または建築副主事の同意を得ようとするときは、建築主事等同意要求書（別記様式第3号）を提出するものとする。

2 法第17条第4項の規定による同意は、建築主事等同意書（別記様式第4号）により得なければならない。

(計画の認定に係る消防署長の同意)

第9条 知事は、法第17条第5項において準用する建築基準法（昭和25年法律第201号）第93条第1項の規定により消防署長の同意を得ようとするときは、消防同意要求書（別記様式第5号）を提出するものとする。

2 法第17条第5項において準用する建築基準法第93条第4項の規定による通知は、耐震改修計画認定申請受領通知書（別記様式第6号）によるものとする。

(計画の認定をしない旨の通知)

第10条 知事は、法第17条第3項の規定による認定をしないこととしたときは、その旨を耐震改修計画不認定通知書（別記様式第7号）により、当該認定の申請をした者に通知するものとする。

(建築主事等への通知)

第11条 法第17条第10項後段の規定による通知は、耐震改修計画認定通知書（別記様式第8号）に

よるものとする。

（計画の認定に係る軽微な変更に係る届出）

第 12 条 認定事業者は、省令第 32 条に規定する軽微な変更をしたときは、速やかに耐震改修計画に係る変更届（別記様式第 9 号）を知事に提出しなければならない。

（計画の変更）

第 13 条 法第 18 条第 2 項において準用する法第 17 条第 1 項の規定により計画の変更を申請しようとする者は、耐震改修計画変更認定申請書（別記様式第 10 号）の正本および副本に、それぞれ当該変更に係る省令第 28 条第 1 項から第 7 項までに定める図書および書類ならびに法第 17 条第 3 項第 1 号の国土交通大臣が定める基準に適合するものとして計画の認定を受けた建築物に係る変更にあつては第 7 条第 1 項に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 知事は、法第 18 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 3 項の規定により認定をしたときは、速やかに、その旨を耐震改修計画変更認定通知書（別記様式第 11 号）により前項の申請書の副本を添えて、当該認定の申請をした者に通知するものとする。

3 第 7 条第 2 項および第 8 条から第 11 条までの規定は、計画の変更の認定について準用する。この場合において、第 7 条第 2 項中「省令第 28 条第 2 項の」とあるのは「第 13 条第 1 項の」と、「第 17 条第 3 項第 1 号」とあるのは「第 18 条第 2 項において準用する法第 17 条第 3 項第 1 号」と読み替えるものとする。

（計画の認定に係る報告）

第 14 条 法第 19 条の規定による報告は、耐震改修計画認定建築物状況報告書（別記様式第 12 号）によるものとする。

（計画認定建築物の名義の変更）

第 15 条 認定事業者は、計画認定建築物の耐震改修の工事が完了する前に認定事業者に変更があつたときは、名義変更届（別記様式第 13 号）を知事に提出しなければならない。

（工事の完了の報告）

第 16 条 認定事業者は、認定建築物の工事が完了したときは、速やかに計画認定建築物耐震改修工事完了報告書（別記様式第 14 号）に、法第 17 条第 4 項に規定する場合にあつては、建築基準法第 7 条第 5 項または第 18 条第 18 項の規定により確認を受けた検査済証の写しを添えて知事に提出しなければならない。

(取りやめる旨の申出)

第 17 条 認定事業者は、計画認定建築物の耐震改修の工事を取りやめようとするときは、その旨を計画認定建築物の工事を取りやめる旨の申出書（別記様式第 15 号）により知事に申し出なければならない。

(地震に対する安全性に係る認定の申請書に添える図書)

第 18 条 省令第 33 条第 1 項に規定する所管行政庁が定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 省令第 33 条第 1 項第 2 号に規定する国土交通大臣が定める書類を添えて、法第 22 条第 2 項の認定を受けようとする場合にあっては、同条第 1 項の表に掲げる図書

(2) その他知事が必要と認める図書

2 省令第 33 条第 2 項第 1 号に規定する所管行政庁が定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 耐震判定機関が法第 22 条第 1 項の規定による申請に係る建築物について同条第 2 項に規定する国土交通大臣が定める基準に適合していることを証する書面の写し

(2) 省令第 33 条第 1 項の表に掲げる図書

(3) その他知事が必要と認める図書

3 省令第 33 条第 2 項第 1 号の規定にかかわらず、法第 22 条第 2 項の国土交通大臣が定める基準に適合するものとして同項の認定を受けようとする建築物について同条第 1 項の規定により認定の申請をしようとする場合には、省令第 33 条第 2 項第 1 号に規定する構造計算書を添えることを要しない。

4 省令第 33 条第 2 項第 2 号に規定する所管行政庁が定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 省令第 33 条第 1 項の表に掲げる図書

(2) その他知事が必要と認める図書

(地震に対する安全性に係る認定をしない旨の通知)

第 19 条 知事は、法第 22 条第 2 項の認定をしないこととしたときは、その旨を地震安全性基準適合不認定通知書（別記様式第 16 号）により、当該認定の申請をした者に通知するものとする。

(基準適合認定建築物に係る報告)

第 20 条 法第 24 条第 1 項の規定による報告は、基準適合認定建築物状況報告書（別記様式第 17 号）によるものとする。

(区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定の申請書に添える図書)

第 21 条 省令第 37 条第 1 項第 3 号の規定により所管行政庁が定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 耐震判定機関が法第 25 条第 1 項の規定による申請に係る区分所有建築物について同条第 2 項に規定する国土交通大臣が定める基準に適合していないことを証する書面の写し

(2) 省令第 33 条第 1 項の表に掲げる図書

(3) その他知事が必要と認める図書

2 省令第 37 条第 1 項の規定にかかわらず、法第 25 条第 1 項の規定による認定の申請には、省令第 37 条第 1 項第 2 号に規定する構造計算書を添えることを要しない。

(区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定をしない旨の通知)

第 22 条 知事は、法第 25 条第 2 項の認定をしないこととしたときは、その旨を区分所有建築物耐震改修必要性不認定通知書（別記様式第 18 号）により、当該認定の申請をした者に通知するものとする。

(要耐震改修認定建築物に係る公表)

第 23 条 法第 27 条第 3 項の規定による公表は、次に掲げる事項を明示して、県のホームページに掲載することにより行うものとする。

(1) 法第 27 条第 2 項の規定による指示に係る要耐震改修認定建築物の区分所有者を代表する者の氏名（法人にあっては、名称および代表者の氏名）

(2) 前号の要耐震改修認定建築物の位置、用途その他当該要耐震改修認定建築物の概要

(3) 第 1 号の指示をした年月日およびその内容

(要耐震改修認定建築物に係る報告)

第 24 条 法第 27 条第 4 項の規定による報告は、要耐震改修認定建築物状況報告書（別記様式第 19 号）によるものとする。

付 則

1 この規則は、平成 26 年 3 月 1 日から施行する。

2 第 3 条の規定は法附則第 3 条第 1 項の規定による報告について、第 4 条の規定は法附則第 3 条第 3 項において読み替えて準用する法第 13 条第 1 項の規定による報告について、それぞれ準用する。この場合において第 3 条中「要安全確認計画記載建築物」とあるのは「要緊急安全確認大規模建築物」と、第 4 条中「要安全確認計画記載建築物状況報告書（別記様式第 1 号）」とあるのは「要緊急安全確認大規模建築物状況報告書（別記様式第 20 号）」と読み替えるものとする。

付 則

1 この規則は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この規則は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この規則は、令和 3 年 3 月 30 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の関係規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

付 則

- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別 記

様式第 1 号（第 4 条関係）

要安全確認計画記載建築物状況報告書

年 月 日

（宛先）

滋賀県知事

土木事務所長

要安全確認計画記載建築物の
所有者の住所または
主たる事務所の所在地
要安全確認計画記載建築物の所有者の氏名
または名称

要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項（建築物の耐震改修の促進に関する法律第 7 条の規定による報告の対象となる事項を除く。）について、建築物の耐震改修の促進に関する法律第 13 条第 1 項の規定により報告します。

記

- 1 要安全確認計画記載建築物の名称
- 2 要安全確認計画記載建築物の位置
- 3 報告の内容

（本欄には記入しないでください。）

※受付欄		※処理欄	
年 月 日			
第 号			
係員氏名			

- 注 1 ※欄は、記入しないでください。
- 2 要安全確認計画記載建築物の所有者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
 - 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とします。

特定既存耐震不適格建築物状況報告書

年 月 日

（宛先）

滋賀県知事

土木事務所長

特定既存耐震不適格建築物の

所有者の住所または

主たる事務所の所在地

特定既存耐震不適格建築物の所有者の氏名

または名称

特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項について、建築物の耐震改修の促進に関する法律第 15 条第 4 項の規定により報告します。

記

1 特定既存耐震不適格建築物の名称

2 特定既存耐震不適格建築物の位置

3 報告の内容

（本欄には記入しないでください。）

※受付欄		※処理欄	
年 月 日			
第 号			
係員氏名			

注 1 ※欄は、記入しないでください。

2 特定既存耐震不適格建築物の所有者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とします。

第 年 月 日 号

（宛先）
建築主事
建築副主事

滋賀県知事

建築主事等同意要求書

下記の建築物の耐震改修の計画の（変更）認定申請について、建築物の耐震改修の促進に関する法律 第17条第 3 項 の規定による認定をすることについて、 同条 第18条第 2 項において準用する第17条第 3 項 同法 第 4 項 の規定により、貴職の同意を求めます。
第18条第 2 項において準用する第17条第 4 項

記

- 1 申請者の住所および氏名
- （1）住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
- （2）氏名（法人にあっては、名称および代表者の氏名）

2 建築物の位置

3 建築物の概要

- （1）名 称
- （2）用 途
- （3）構 造 方 法 造 一 部 造
- （4）階 数 地下 階 地上 階
- （5）敷 地 面 積 m^2
- （6）建 築 面 積 m^2
- （7）延 べ 面 積 m^2
- （8）工 事 種 別

4 計画の認定の申請

- （1）受 付 番 号 第 号
- （2）受 付 年 月 日 年 月 日

注 1 不要の文字は、抹消すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

第 年 月 日 号

（宛先）
滋賀県知事

建築主事
建築副主事

建築主事等同意書

建築物の耐震改修の促進に関する法律 第17条第 4 項 の規
第18条第 2 項において準用する同法第17条第 4 項
同条第 3 項
定により、次に掲げる建築物の耐震改修の計画について貴職が 同法第18条第 2 項において準用す
る同法第17条第 3 項 の規定による計画の（変更の）認定をすることに同意します。

記

- 1 申請者の住所および氏名
（1）住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
（2）氏名（法人にあっては、名称および代表者の氏名）

2 建築物の位置

3 建築物の概要

- | | | | |
|------------|------|-------|----------------|
| （1）名 | 称 | | |
| （2）用 | 途 | | |
| （3）構 造 方 法 | | 造 一 部 | 造 |
| （4）階 | 数 地下 | 階 地上 | 階 |
| （5）敷 地 面 積 | | | m ² |
| （6）建 築 面 積 | | | m ² |
| （7）延 べ 面 積 | | | m ² |
| （8）工 事 種 別 | | | |

4 計画の認定の申請

- | | | | |
|--------------|---|---|---|
| （1）受 付 番 号 | 第 | | 号 |
| （2）受 付 年 月 日 | 年 | 月 | 日 |

注 1 不要の文字は、抹消してください。
2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とします。

第 年 月 日 号

（宛先）
消防署長

滋賀県知事 印

消防同意要求書

下記の建築物の耐震改修の計画の（変更）認定申請について、建築物の耐震改修の促進に関する法律 第17条第 3 項 の規定による認定をすることについて、
第18条第 2 項において準用する同法第17条第 3 項
同条第 5 項 において準用する建築基準法第 93 条第 1 項
同法第 18 条第 2 項において準用する同法第17条第 5 項
の規定により、貴職の同意を求めます。

記

- 1 申請者の住所および氏名
（1）住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

（2）氏 名（法人にあっては、名称および代表者の氏名）

2 建築物の位置

3 建築物の概要

- | | | | |
|------------|-------|---|----------------|
| （1）名 | 称 | | |
| （2）用 | 途 | | |
| （3）構 造 方 法 | 造 一 部 | 造 | |
| （4）階 数 地下 | 階 地上 | | 階 |
| （5）敷 地 面 積 | | | m ² |
| （6）建 築 面 積 | | | m ² |
| （7）延 べ 面 積 | | | m ² |
| （8）工 事 種 別 | | | |

4 計画の認定の申請

- | | | | |
|--------------|---|---|---|
| （1）受 付 番 号 | 第 | | 号 |
| （2）受 付 年 月 日 | 年 | 月 | 日 |

注 1 不要の文字は、抹消すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

第 年 月 日 号

（宛先）
消防署長

滋賀県知事 印

耐震改修計画認定申請受領通知書

下記の建築物の耐震改修の計画について、建築物の耐震改修の促進に関する法律 第17条第 1 項の
第18条第 1 項の

（変更の）認定の申請があったので、同条第 5 項
第18条第 2 項において準用する同法第17条第 5 項 におい
て準用する建築基準法第 93 条第 4 項の規定により、貴職に通知します。

記

- 1 申請者の住所および氏名
- （1）住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
- （2）氏名（法人にあっては、名称および代表者の氏名）

2 建築物の位置

3 建築物の概要

- | | | | |
|------------|----|-------|----------------|
| （1）名 | 称 | | |
| （2）用 | 途 | | |
| （3）構 造 方 法 | | 造 一 部 | 造 |
| （4）階 数 | 地下 | 階 地上 | 階 |
| （5）敷 地 面 積 | | | m ² |
| （6）建 築 面 積 | | | m ² |
| （7）延 べ 面 積 | | | m ² |
| （8）工 事 種 別 | | | |

4 計画の認定の申請

- （1）受 付 番 号 第 年 月 日 号
- （2）受 付 年 月 日 年 月 日

注 1 不要の文字は、抹消すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

第 年 月 日 号

様

滋賀県知事

土木事務所長



耐震改修計画不認定通知書

下記の申請については、下記の理由により建築物の耐震改修の促進に関する法律 第17条第3項
第18条第2項に

において準用する同法第17条第3項 の規定による認定をしないこととしたので、通知します。

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に滋賀県知事に対して審査請求をすることができます（ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、上記の審査請求のほか、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に滋賀県を被告として（訴訟において滋賀県を代表する者は滋賀県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（ただし、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 申請者の氏名または名称
- 3 申請者の住所
- 4 申請に係る建築物の位置
- 5 理由

注1 不要の文字は、抹消すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第 年 月 日 号

(宛先)
建築主事
建築副主事

滋賀県知事

耐震改修計画認定通知書

下記の建築物の耐震改修の計画について、建築物の耐震改修の促進に関する法律 第17条第 3 項
第18条第 2 項に
において準用する同法第 17 条第 3 項 の規定により認定をしたので、 同条第10項後段
同法第18条第 2 項において準
用する同法第 17 条第 10 項後段 の規定により、通知します。

記

- 1 申請者の住所および氏名
(1) 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
(2) 氏名（法人にあっては、名称および代表者の氏名）

2 建築物の位置

3 建築物の概要

- | | | | | |
|-------------|------|-------|---|----------------|
| (1) 名 | 称 | | | |
| (2) 用 | 途 | | | |
| (3) 構 造 方 法 | | 造 一 部 | 造 | |
| (4) 階 | 数 地下 | 階 地上 | | 階 |
| (5) 敷 地 面 積 | | | | m ² |
| (6) 建 築 面 積 | | | | m ² |
| (7) 延 べ 面 積 | | | | m ² |
| (8) 工 事 種 別 | | | | |

4 計画の認定の申請

- | | | | |
|---------------|---|---|---|
| (1) 受 付 番 号 | 第 | | 号 |
| (2) 受 付 年 月 日 | 年 | 月 | 日 |

注 1 不要の文字は、抹消すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

耐震改修計画に係る変更届

年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

土木事務所長

認定事業者の住所または
主たる事務所の所在地
認定事業者の氏名または名称

建築物の耐震改修の促進に関する法律第 17 条第 3 項の規定による認定を受けた計画について、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第 32 条に規定する軽微な変更をしたので、滋賀県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則第 12 条の規定により、届け出ます。

記

- 1 耐震改修の計画の認定番号
- 2 耐震改修の計画の認定年月日
- 3 計画認定建築物の位置
- 4 軽微な変更の内容

(本欄には記入しないでください。)

※受付欄		※処理欄	
年 月 日			
第 号			
係員氏名			

注 1 ※欄は、記入しないでください。
2 認定事業者の所有者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とします。

耐震改修計画変更認定申請書

年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

土木事務所長

認定事業者の住所または
主たる事務所の所在地
認定事業者の氏名または名称

建築物の耐震改修の促進に関する法律第 18 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により、耐震改修計画の変更の認定を申請します。この申請書および添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

- 1 耐震改修の計画の認定番号
- 2 耐震改修の計画の認定年月日
- 3 計画認定建築物の位置
- 4 変更の概要

(本欄には記入しないでください。)

※受付欄		※処理欄	
年 月 日			
第 号			
係員氏名			

注 1 ※欄は、記入しないでください。
2 認定事業者の所有者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とします。

(第2面)

1 建築物及びその敷地に関する事項

[地名地番]			
[建築物の階数]	階		
[延べ面積]	m ²		
[建築面積]	m ²		
[構造方法]	造	一部	造
[用途]			
[工事種別]			

注1 [用途] の欄には、建築基準法施行規則別紙の表の用途の区分に従い用途をできるだけ具体的に記入してください。

2 [工事種別] の欄には、「増築」、「改築」、「修繕」もしくは「模様替」または「敷地の整備」のうち該当するものを記入してください。

2 建築物の耐震改修の事業の内容

[柱、壁等の補強または増設の概要]
[構造耐力上主要な部分の配置の状況]
[構造耐力上主要な部分が ^{じん} 靱性を持つための方法]
[構造耐力上主要な部分の接合部に係る措置]
[構造耐力上主要な部分の ^{さび} 錆止めもしくは防 ^{あり} 腐のための措置または白蟻その他の虫による害を防ぐための措置]
[基礎の状況]
[敷地の整備の状況]
[その他]

3 建築物の耐震改修の事業に関する資金計画

	内 訳	金 額 (百万円)
支 出	工 事 費 事 務 費 借入金利息 ○ ○ ○	
	計	
収 入	自 己 資 金 借 入 金 (借入先) ○ ○ ○	()
	計	

4 建築物の耐震改修の事業の実施時期

[事業の着手の予定年月日]	年	月	日
[事業の完了の予定年月日]	年	月	日

耐震改修計画変更認定通知書

第 号
年 月 日

様

滋賀県知事
土木事務所長



下記による申請書の記載の計画について、建築物の耐震改修の促進に関する法律第 18 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 3 項の規定に基づき認定しましたので通知します。

記

- 1 申請年月日 年 月 日

- 2 建築物の位置

- 3 建築物の概要
 - (1) 用途
 - (2) 延べ面積
 - (3) その他の事項

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

耐震改修計画認定建築物状況報告書

年 月 日

（宛先）

滋賀県知事

土木事務所長

計画認定建築物の所有者の住所または
主たる事務所の所在地
計画認定建築物の所有者の氏名
または名称

計画認定建築物の耐震改修の状況について、建築物の耐震改修の促進に関する法律第 19 条の規定により、報告します。

記

- 1 計画認定建築物の名称
- 2 計画認定建築物の位置
- 3 報告の内容

（本欄には記入しないでください。）

※受付欄		※処理欄	
年 月 日			
第 号			
係員氏名			

注 1 ※欄は、記入しないでください。

- 2 特定既存耐震不適格建築物の所有者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とします。

名義変更届

年 月 日

(宛先)
滋賀県知事
土木事務所長

認定事業主の住所または
主たる事務所の所在地
認定事業主の氏名または名称

認定事業者に変更があったので、滋賀県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則第15条の規定により、届け出ます。

記

- 1 計画認定建築物の認定番号 第 号
- 2 計画認定建築物の認定年月日 年 月 日
- 3 計画認定建築物の位置
- 4 認定事業者の氏名

変更後	フリガナ	
	氏名	
	郵便番号	
	住所	
	電話番号	
変更前	フリガナ	
	氏名	
	郵便番号	
	住所	
	電話番号	

5 理由

(本欄には記入しないでください。)

※受付欄		※処理欄	
年 月 日			
第 号			
係員氏名			

- 注 1 ※欄は、記入しないでください。
- 2 認定事業者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とします。

計画認定建築物耐震改修工事完了報告書

年 月 日

（宛先）
滋賀県知事
土木事務所長

認定事業者の住所または
主たる事務所の所在地
認定事業者の氏名または名称

計画認定建築物の耐震改修の計画に基づく工事が完了したので、滋賀県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則第16条の規定により報告します。

記

- 1 計画認定建築物の認定番号
第 号
- 2 計画認定建築物の認定年月日
年 月 日
- 3 計画認定建築物の位置
- 4 確認検査済証交付年月日および番号
年 月 日 第 号
- 5 工事監理者
（ 級）建築士（ ）登録第 号
住所
氏名
（ 級）建築士事務所（ ）知事登録第 号
名称
住所
- 6 工事中の軽微な変更の内容

（本欄には記入しないでください。）

※受付欄		※処理欄	
年 月 日			
第 号			
係員氏名			

注 1 ※欄は、記入しないでください。
2 認定事業者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とします。

計画認定建築物の工事を取りやめる旨の申出書

年 月 日

(宛先)
滋賀県知事
土木事務所長

認定事業者の住所または
主たる事務所の所在地
認定事業者の氏名または名称

計画認定建築物の工事を取りやめたいので、滋賀県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則
第17条の規定により申し出ます。

記

- 1 計画認定建築物の認定番号
- 第 号
- 2 計画認定建築物の認定年月日
- 年 月 日
- 3 計画認定建築物の位置
- 4 理 由

(本欄には記入しないでください。)

※受付欄			※処理欄		
年 月 日					
第 号					
係員氏名					

注 1 ※欄は、記入しないでください。
2 認定事業者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とします。

第 号
年 月 日

様

滋賀県知事



土木事務所長



地震安全性基準適合不認定通知書

下記の申請については、下記の理由により建築物の耐震改修の促進に関する法律第 22 条第 2 項の規定による認定をしないこととしたので、通知します。

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に滋賀県知事に対して審査請求をすることができます（ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、上記の審査請求のほか、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に滋賀県を被告として（訴訟において滋賀県を代表する者は滋賀県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（ただし、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 基準適合認定建築物申請者の氏名または名称
- 3 基準適合認定建築物申請者の住所
- 4 申請に係る建築物の位置
- 5 理由

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

基準適合認定建築物状況報告書

年 月 日

（宛先）

滋賀県知事

土木事務所長

基準適合認定建築物の所有者の住所または

主たる事務所の所在地

基準適合認定建築物の所有者の氏名

または名称

基準適合認定建築物の地震に対する安全性に係る事項について、建築物の耐震改修の促進に関する法律第 24 条第 1 項の規定により、報告します。

記

- 1 基準適合認定建築物の名称
- 2 基準適合認定建築物の位置
- 3 報告の内容

（本欄には記入しないでください。）

※受付欄		※処理欄	
年 月 日			
第 号			
係員氏名			

注 1 ※欄は、記入しないでください。

- 2 基準適合認定建築物の所有者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とします。

第 号
年 月 日

様

滋賀県知事



土木事務所長



区分所有建築物耐震改修必要性不認定通知書

下記の申請については、下記の理由により建築物の耐震改修の促進に関する法律第 25 条第 2 項の規定による認定をしないこととしたので、通知します。

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に滋賀県知事に対して審査請求をすることができます（ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、上記の審査請求のほか、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に滋賀県を被告として（訴訟において滋賀県を代表する者は滋賀県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（ただし、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 要耐震改修認定建築物申請者の氏名または名称
- 3 要耐震改修認定建築物申請者の住所
- 4 申請に係る建築物の位置
- 5 理由

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

要耐震改修認定建築物状況報告書

年 月 日

（宛先）

滋賀県知事

土木事務所長

要耐震改修認定建築物の所有者の住所または
主たる事務所の所在地
要耐震改修認定建築物の所有者の氏名
または名称

要耐震改修認定建築物の地震に対する安全性に係る事項について、建築物の耐震改修の促進に関する法律第 27 条第 4 項の規定により報告します。

記

- 1 要耐震改修認定建築物の名称
- 2 要耐震改修認定建築物の位置
- 3 報告の内容

（本欄には記入しないでください。）

※受付欄		※処理欄	
年 月 日			
第 号			
係員氏名			

注 1 ※欄は、記入しないでください。

2 要耐震改修認定建築物の所有者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とします。

要緊急安全確認大規模建築物状況報告書

年 月 日

（宛先）

滋賀県知事

土木事務所長

要緊急安全確認大規模建築物の
所有者の住所または
主たる事務所の所在地
要緊急安全確認大規模建築物の所有者の氏名
または名称

要緊急安全確認大規模建築物の地震に対する安全性に係る事項（建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第 3 条第 1 項の規定による報告の対象となる事項を除く。）について、同条第 3 項において読み替えて準用する同法第 13 条第 1 項の規定により、報告します。

記

- 1 要緊急安全確認大規模建築物の名称
- 2 要緊急安全確認大規模建築物の位置
- 3 報告の内容

（本欄には記入しないでください。）

※受付欄		※処理欄	
年 月 日			
第 号			
係員氏名			

注 1 ※欄は、記入しないでください。

2 要緊急安全確認大規模建築物の所有者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とします。